

遊佐町ふるさと納税業務委託事業プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、遊佐町(以下「本町」という。)が実施するふるさと納税業務を委託するのに最も適した事業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1)業務名 遊佐町ふるさと納税業務
- (2)業務内容 別紙「楽天ふるさと納税業務委託仕様書」及び、「ふるさと納税書類封入封緘業務及び返礼品発送管理等業務委託仕様書」のとおり
- (3)業務委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4)実績 令和6年度（令和6年4月1日から令和6年12月31日まで）
 - 寄附件数 25,095件
 - 寄附金額 870,029,456円

3 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴202番地

遊佐町産業課産業創造係 担当者名：金内一馬

電話：0234-72-4524

FAX：0234-72-5896

メール：furusato@town.yuza.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 遊佐町建設工事等請負業者指名停止要綱（平成14年訓令第4号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本町の令和5年度・令和6年度競争入札参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）に登録されており、かつ令和7年度以降における競争入札参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）に登録予定で、本町又は酒田市内に本社・営業所のある者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び

刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行った者ではないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び遊佐町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (8) 本業務の遂行が本町又は酒田市内で可能であること。
- (9) 本業務を1者で行うことができない場合、コンソーシアムを構成し本プロポーザルに応募することは可能。ただし、その場合は、コンソーシアム構成者全法人が上記（1）から（8）の条件を満たしていること。

なお、本町との契約はコンソーシアム構成者全法人と締結するが、本町との連絡窓口、本町からの支払い等は主幹事法人のみとする。また、同主幹事法人はあらかじめその他のコンソーシアム構成者全法人と業務分担等の条件を示す書類（協定書等）を取り交わし、その写しを併せて提出すること。

5 参加表明書等の提出

参加希望者は、下記の参加表明書等の提出を行うものとする。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）と誓約書（様式2）
- (2) 提出期限 令和7年2月3日（月）午後5時必着とする。
- (3) 提出方法 持参又は書留郵送にて提出すること。
- (4) 提出先 〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴202番地
遊佐町産業課産業創造係

6 参加資格の確認等

- (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4項に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年2月4日（火）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。また、併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により町長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 前号による通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）（郵送の場合は同日必着とする。）

イ 提出先 〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴202番地
遊佐町産業課産業創造係

ウ 提出方法 持参又は書留郵送にて提出すること。

- (3) 町長は、前号の説明を求められたときは、書面による請求を受け付けた日の翌

日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（1）提案内容

企画提案は、次の事項について説明すること。

ア 業務体制及び導入計画について

- ・業務を適正かつ確実に実施するための体制について説明すること。
- ・システムダウン等の不測の事態が生じた場合の対応について説明すること。
- ・業務開始日（令和7年4月1日）に確実に業務を履行するための計画について説明すること。

イ 楽天市場の店舗運営システム（以下「楽天RSM」という。）の運用について

- ・RMSのシステム運用について説明すること。
- ・RMSを活用した寄附受付から返礼品の発送までの業務を図示等でわかりやすく説明すること。
- ・年末にかけて見込まれる急激な寄附件数の増加への対応方法についての説明も併せて行うこと。

ウ 個人情報保護対策について

- ・個人情報の漏えい防止のための対策とその運用についての説明を行うこと。

エ 返礼品等の発注及び配送管理について

- ・返礼品等の選定から返礼品等を寄附者へ配送するまでの概要を説明すること。
また、返礼品等の発注及び在庫状況の確認に当たり、返礼品提供事業者との連携方法についての説明も併せて行うこと。
- ・配送状況の確認方法について説明すること。
- ・配送遅滞又は返礼品等の梱包箱の破損等のトラブルがあった場合の対応方法について説明すること。

オ 寄附者等からの問合せ対応について

- ・問合せ対応を行う体制について説明すること。
- ・対応が可能な問合せの内容について説明すること。

カ 本町ふるさと納税のプロモーションについて

- ・楽天ふるさと納税を利活用して、本町の認知度を高めるとともに、本町のファンを増やすためには、どのような方法でプロモーションを実施するかを説明すること。

キ 返礼品提供事業所と一体となった返礼品情報の発信体制について

- ・楽天ふるさと納税の自治体ページでのより効果的な返礼品の掲載・PRの方法等を返礼品提供事業所と一体となり、返礼品の情報を発信するための体制について説明すること。

ク ふるさと納税制度の活用促進に係るコンサルティングについて

- ・本町ふるさと納税の推進のため、企画提案者が実施することのできるコンサルティング内容について説明すること。

ケ その他自社の優位性について

- ・企画提案者の優位性について説明すること。

コ 業務に要する費用について

- ・参考見積額に係る説明を行うこと。なお参考見積額に関する説明については、「楽天ふるさと納税業務」及び、「ふるさと納税書類封入封緘業務及び返礼品発送管理等業務」それぞれについて行うこと。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

任意様式（A4判サイズ縦、横・枚数不問）とする。なお、「前号コの業務に要する費用について」については、イの参考見積書様式を用いて説明することを基本とし、その他の提案費用があれば、任意様式にて説明を加えること。

イ 参考見積書（様式3-1及び様式3-2）

(3) 提出方法等

ア 提出期限は、令和7年2月12日（水）午後5時必着とする。

イ 持参又は書留郵送にて提出すること。

ウ 提出先 〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴202番地
遊佐町産業課産業創造係

エ 提出部数11部

※提出部数のうち10部は企画提案者等がわからないように、マスキング加工すること。

(4) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 本町は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 本町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、遊佐町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

8 質問方法

本業務委託に関する質問は、「質問書」（様式は任意）に記入し、下記要領にて提出すること。

(1) 提出期限 令和7年2月6日（木）午後5時必着とする。

(2) 質問書は電子メールに添付し、下記のメールアドレスへ送信すること。

※受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

【送信先メールアドレス】 furusato@town.yuza.lg.jp

【電話連絡先】 0 2 3 4 - 7 2 - 4 5 2 4 (担当 金内宛)

9 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領の第4項の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合。
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

10 企画提案の審査方法及び評価基準

「遊佐町ふるさと納税業務委託業者プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者（1事業者）を選定する。審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ プレゼンテーション等の説明者はあらかじめ企画提案者が指定した者とする。

なお、プレゼンテーション等の実施場所には説明者及び補助者の計3名までが参加できるものとするが、説明者以外の者が説明をし、又は質疑に応じることはできないものとする。

ウ 欠席をした場合は、企画提案書の審査及び評価並びに優先交渉事業者の選定から除外する。

エ 提出された企画案書と同一の図や写真を用い、プロジェクター投影による説明は可能とする。ただし、プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。

オ 実施日 令和7年2月19日（水）

(2) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア 業務体制及び導入計画について

イ 町が提供する納税者データの管理について

ウ 個人情報保護対策について

エ 返礼品等の発注及び配送管理について

オ 寄附者等からの問合せ対応について

カ 本町ふるさと納税のプロモーションについて

- キ 返礼品提供事業所と一体となった返礼品情報の発信体制について
- ク ふるさと納税制度の活用促進に係るコンサルティングについて
- ケ その他自社の優位性について
- コ 業務に要する費用について

(3) 受託候補者の選定

受託候補者は、書類審査及びプレゼンテーション審査の評価点の合計点が最も高い者とする。なお、評価点が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

(4) その他

参加者が1者の場合においては審査を実施しないものとするが、その場合でも企画提案書及び参考見積書の提出により書類審査をおこなうものとする。

1 1 契約の締結等

- (1) 受託候補者を特定した後の契約手続きは、遊佐町契約に関する規則に基づき、新年度予算が成立した場合、令和7年4月1日に「楽天ふるさと納税業務」及び「ふるさと納税書類封入封緘業務及び返礼品発送管理等業務」の2件について随意契約の締結を行うものとする。ただし、予算が成立しなかった場合には契約を行うことはできない。その場合、本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 受託候補者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、順位付けした参加希望者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

1 2 選定スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和7年1月20日（月）
参加表明書提出期限	令和7年2月 3日（月）午後5時まで
質問票提出期限	令和7年2月 6日（木）午後5時まで
質問票回答期限	令和7年2月10日（月）
提案書等提出期限	令和7年2月12日（水）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年2月19日（水）
審査結果の通知	令和7年2月20日（木）
事業の開始	令和7年4月 1日（火）

1 3 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。

- (2) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (3) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。